



目次	ページ
規 則	
◎附属機関の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○漁船損害等補償法による同意成立（漁業管理課） （3・22掲示）	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅（ " ） （ " ）	1
◎地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任（行政管理課）	1
◎高知県立人権啓発センターの指定管理者の指定（人 権 課）	2
◎告示（高知県沿岸漁業改善資金貸付基準の定め）の一部改正（水産政策課）	2
○漁船損害等補償法による同意成立（漁業管理課）	2
○漁船損害等補償法による付保義務消滅（ " ）	2
○国土調査の成果の認証（用地対策課）	2
◎土砂災害警戒区域の指定（防災砂防課）	2
○土砂災害警戒区域の指定の解除（2件）（ " ）	2
◎土砂災害特別警戒区域の指定（ " ）	3
◎告示（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（2件）（ " ）	3
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請（県民生活・男女共同参画課）	3
○河川法による所有者不明の工作物の措置等（河 川 課）	4
高知県教育委員会規則	
◎高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	4
高知県公安委員会規則	
◎高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	4
◎高知県警察組織規則の一部を改正する規則	7
高知県選挙管理委員会告示	

- 政治団体設立の届出 7
- 政治団体異動の届出 8
- 政治団体解散の届出 8
- 資金管理団体指定の届出 8
- 資金管理団体異動の届出 9

規 則

附属機関の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第16号

附属機関の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則

附属機関の委員等の報酬に関する規則（昭和43年高知県規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

宅地建物取引業審議会委員
--------------

を

宅地建物取引業審議会委員
幼保連携型認定子ども園審議会委員

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第129号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成27年3月22日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

池ノ浦加入区

高知県告示第130号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成23年3月高知県告示第154号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平

成27年3月21日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年3月22日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

池ノ浦加入区

高知県告示第131号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、知事の権限に属する事務を次のとおり委任する。

平成27年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

1 委任する事務

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）の幼保連携型認定子ども園（法第2条第7項に規定する幼保連携型認定子ども園をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事務（1）市町村（高知市を除く。）からの幼保連携型認定子ども園の設置等の届出の受理（法第16条及び第18条第1項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供

内 閣 府

の推進に関する法律施行規則（平成26年文部科学省令第2厚生労働省

号）第15条第2項）

（2）国及び地方公共団体以外の者が設置する幼保連携型認定子ども園の設置等の認可等（当該処分に係る高知県幼保連携型認定子ども園審議会からの意見の聴取を含む。）（法第17条（第4項を除く。））及び第18条第1項）

（3）法第17条第1項の認可に係る高知市長からの協議及び高知市長から送付される書類の写しの受理（法第17条第4項及び第18条第2項）

（4）高知市が幼保連携型認定子ども園を設置したときに高知市長から提出される書類の受理（法第18条第3項）

（5）幼保連携型認定子ども園の設置者又は園長に対する報告の徴収及び立入検査（監査事務を除く。）（法第19条第1項）

（6）幼保連携型認定子ども園の設置者に対する改善勧告及び改善命令（法第20条）

（7）幼保連携型認定子ども園の設置者に対する事業停止命令及び施設閉鎖命令（当該処分に係る高知県幼保連携型認定子ども園審議会からの意見の聴取を含む。）（法第21条）

（8）法第17条第1項の認可の取消し（当該処分に係る高知県幼保連携型認定子ども園審議会からの意見の聴取を含む。）（法第22条）

（9）（1）から（8）までに掲げる事務のほか、幼保連携型認

定こども園に関する事務

2 委任する相手方  
高知県教育委員会

3 委任する年月日  
平成27年4月1日。ただし、幼保連携型認定こども園の設置の認可に係る準備行為に関することにあつては、同年3月24日

**高知県告示第132号**  
高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第5号）第13条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第17条第1号の規定により次のとおり告示する。  
平成27年3月24日  
高知県知事 尾崎 正直

1 施設の名称  
高知県立人権啓発センター

2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
高知市本町四丁目1番37号  
公益財団法人高知県人権啓発センター

3 指定期間  
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

**高知県告示第133号**  
昭和54年12月高知県告示第729号（高知県沿岸漁業改善資金貸付基準の定め）の一部を次のように改正する。  
平成27年3月24日  
高知県知事 尾崎 正直

第3の表1の項中「（18歳以上40歳未満の者に限る。以下同じ。）」を「（18歳以上40歳未満の者に限る。2において同じ。）」に改め、同表3の項中「2と同じ。」を「青年漁業者（18歳以上40歳未満の者及び40歳以上50歳未満であつて漁業労働に従事する者である者に限る。以下同じ。） 青年漁業者の組織する団体」に改める。

**高知県告示第134号**  
漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があつたと認めため、同法第112条の2第3項の規定により告示する。  
平成27年3月24日  
高知県知事 尾崎 正直

深浦加入区

**高知県告示第135号**  
漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成23年3月高知県告示第160号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成27年3月23日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したため、同条第2項の規定により告示す

る。  
平成27年3月24日  
高知県知事 尾崎 正直

深浦加入区

**高知県告示第136号**  
南国市奈路、滝本、笠ノ川及び中ノ川の一部地区並びに高岡郡越知町横島北の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したため、同条第4項の規定により次のとおり告示する。  
平成27年3月24日  
高知県知事 尾崎 正直

1 調査を行った者の名称  
（1） 南国市  
（2） 越知町

2 調査を行った地域及び時期  
（1） 南国市奈路、滝本、笠ノ川及び中ノ川の一部  
平成24年度及び平成25年度  
（2） 高岡郡越知町横島北の一部  
平成24年度及び平成25年度

3 成果の名称  
（1） 南国市地籍図及び地籍簿  
（2） 越知町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日  
平成27年3月24日

**高知県告示第137号**  
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。  
なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県高知土木事務所に備え置いて縦覧に供する。  
平成27年3月24日  
高知県知事 尾崎 正直

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
I-1391	石立町（南）	高知市石立町（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-1392	石立町（北）	高知市石立町及び東石立町（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊

I-1396	吉野（2）	高知市神田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-1398	吉野（3）	高知市幸崎及び神田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-1399	吉野（4）	高知市神田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-1400	吉野（5）	高知市神田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-1401	吉野（6）	高知市神田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-1402	吉野（東）	高知市神田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-1403	吉野（7）	高知市神田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
I-1404	吉野（8）	高知市神田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-3621	吉野（11）	高知市神田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
II-3622	吉野（10）	高知市神田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
III-89	吉野（9）	高知市神田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊
III-91	幸崎（4）	高知市幸崎及び神田（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊

**高知県告示第138号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき平成20年3月25日に土砂災害警戒区域として指定した次の区域について、同条第6項の規定に基づき当該指定を解除する。  
なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県高知土木事務所に備え置いて縦覧に供する。  
平成27年3月24日  
高知県知事 尾崎 正直

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
Ⅲ-89	吉野(9)	高知市神田(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
Ⅲ-91	幸崎(4)	高知市神田及び幸崎(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-1391	石立町(南)	高知市石立町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-1392	石立町(北)	高知市石立町及び東石立町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-1396	吉野(2)	高知市神田(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-1398	吉野(3)	高知市神田(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-1399	吉野(4)	高知市神田(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-1400	吉野(5)	高知市神田(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-1401	吉野(6)	高知市神田(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-1402	吉野(東)	高知市神田(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-1403	吉野(7)	高知市神田(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-1404	吉野(8)	高知市神田(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-3622	吉野(10)	高知市神田(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊

**高知県告示第139号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき平成22年3月16日に土砂災害警戒区域として指定した次の区域について、同条第6項の規定に基づき当該指定を解除する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県高知土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
Ⅱ-3621	吉野(11)	高知市神田(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊

**高知県告示第140号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県高知土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
201-38-034	下羽気留川	高知市神田(別紙図面のとお)	土石流
I-1392	石立町(北)	高知市石立町(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-1398	吉野(3)	高知市幸崎及び神田(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-1399	吉野(4)	高知市神田(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-1400	吉野(5)	高知市神田(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊

I-1402	吉野(東)	高知市神田(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
I-1403	吉野(7)	高知市神田(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-3621	吉野(11)	高知市神田(別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊

**高知県告示第141号**

平成20年3月高知県告示第197号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

平成27年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

表のⅢ-89の項、Ⅲ-91の項、I-1391の項、I-1392の項、I-1396の項、I-1398の項、I-1399の項、I-1400の項、I-1401の項、I-1402の項、I-1403の項、I-1404の項及びⅡ-3622の項を削る。

**高知県告示第142号**

平成22年3月高知県告示第139号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

平成27年3月24日

高知県知事 尾崎 正直

表のⅡ-3621の項を削る。

-----  
**公 告**  
-----

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、平成27年3月13日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において公衆の縦覧に供する。

平成27年3月13日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成27	特定非	山本 純	高知市	この法人は、主として

年2月 27日	営利活 動法人 フリー スペース・び ーねっ と		朝倉己 591番 地1	障害者を対象に福祉的 日常自立生活を支援す るとともに「情報障害 の改善」、「障害者の 通所施設・在宅就労環 境の整備と活用」に関 する事業等を行い、も って公益の増進に寄与 することを目的とす る。
------------	---	--	-------------------	---

~~~~~

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項の規定に基づき、所有者不明の工作物の措置等を次のとおり行う。  
平成27年3月24日

河川管理者  
高知県知事 尾崎 正直

- 河川を損傷する行為として、工作物の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量  
二級河川淵の川 幡多郡黒潮町出口字風呂ヶ谷2047番地先鉄骨造平屋建て小屋1棟（動産一式を含む。）
- 所有者の行うべき措置  
工作物の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に河川管理者の指示に従い、当該工作物を除却し、当該河川を原状に回復しなければならない。
- 河川管理者の措置  
河川管理者は、工作物の所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物を除却させ、当該河川を原状に回復させ、河川法第75条第4項の規定により、当該工作物を保管するものとする。  
なお、保管後に工作物の所有者が判明した場合は、同条第9項の規定により、当該所有者に当該工作物の除却及び保管並びに当該河川の原状回復に要した費用を請求するものとする。

-----  
**教育委員会規則**  
-----

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成27年3月24日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

**高知県教育委員会規則第3号**

**高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則**

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育委員会」を「高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に、「教育長」を「高知県教育長（以下「教育長」という。）」に、「行政組織について」を「行政組織に関し」に改める。

第40条の表中

「

|                       |                                                                                                                                                                        |           |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 高知県教科用<br>図書選定審議<br>会 | 義務教育諸学校の教科用図書<br>の無償措置に関する法律（昭<br>和38年法律第182号）第11条<br>第1項の規定による市町村教<br>育委員会等の行う採択に関す<br>る事務についての県教育委員<br>会の行う指導、助言又は援助<br>に関する事項等についての調<br>査審議及び県教育委員会に対<br>する建議に関する事務 | 小中学校<br>課 |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|

」

を

「

|                               |                                                                                                                                                                                                      |           |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 高知県幼保連<br>携型認定こ<br>ども園審議<br>会 | 就学前の子どもに関する教<br>育、保育等の総合的な提供の<br>推進に関する法律（平成18年<br>法律第77号）第25条の規定<br>による幼保連携型認定こども<br>園の設置等の認可及び当該認<br>可の取消し並びに幼保連携型<br>認定こども園の事業停止命令<br>及び施設閉鎖命令に関する事<br>項の調査審議並びに当該事項<br>に関する教育委員会に対する<br>建議に関する事務 | 幼保支援<br>課 |
| 高知県教科用<br>図書選定審議<br>会         | 義務教育諸学校の教科用図書<br>の無償措置に関する法律（昭<br>和38年法律第182号）第11条<br>第1項の規定による市町村教<br>育委員会等が行う教科用図書<br>の採択に関する事務について<br>の教育委員会が行う指導、助<br>言及び援助に関する事項等の<br>調査審議並びに当該事項等に<br>関する教育委員会に対する建<br>議に関する事務                 | 小中学校<br>課 |

」

に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
**公安委員会規則**  
-----

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月24日

高知県公安委員会委員長 島田 京子

**高知県公安委員会規則第2号**

**高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則**

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

## 別表第2（第9条の2関係）

| 路線名      | 区間                                                     |
|----------|--------------------------------------------------------|
| 四国横断自動車道 | 長岡郡大豊町立川（愛媛県境）から須崎市吾井郷まで                               |
|          | 須崎山下分字中島甲2848番から高岡郡四万十町平串字高尾994番6まで                    |
| 国道32号    | 長岡郡大豊町大久保1078番地1先（徳島県境）から高知市本町五丁目144番まで                |
|          | 高知市北本町二丁目6番から同市はりまや町一丁目1番まで                            |
| 国道33号    | 高知市本町五丁目144番から吾川郡いの町字羽根の西側3065番3まで                     |
|          | 吾川郡いの町字天神山6993番3地先から同町大内字ハキ原39番1地先まで                   |
| 国道55号    | 安芸郡東洋町甲浦609番9（徳島県境）から高知市介良字野神7140番1まで                  |
|          | 安芸郡芸西村西分字浅津甲2179番1地先から香南市野市町東野字ツノ丸1134番1地先まで（高知東部自動車道） |
|          | 南国市伊達野字馬瀬682番3から高知市五台山字五郎右衛門汐田866番3まで（高知東部自動車道）        |
| 国道56号    | 高知市河ノ瀬町37番7から宿毛市野地5番2（愛媛県境）まで                          |
|          | 土佐市高岡町字城ヶ後乙1372番1から同市高岡町字御所ノ内乙339番1まで（土佐IC取付道路）        |
|          | 須崎市神田字神母ノ内1757番1から同市下分甲303番6まで                         |
|          | 四万十市右山櫻内2009番4から宿毛市平田町戸内字森ヶ池1855番1まで（中村宿毛道             |

|                 | 路)                                            |
|-----------------|-----------------------------------------------|
| 国道194号          | 吾川郡いの町字羽根の西側3065番3から同町吾北桑瀬寒風山トンネル内愛媛県境まで      |
| 国道195号          | 南国市東崎字小栗田945番2から香美市土佐山田町宝町一丁目1番地先まで           |
|                 | 高知市北久保字鰻ノ丸1104番1から南国市岡豊町中島字クミチ54番1まで          |
| 国道321号          | 四万十市不破字巾着島2052番21地先から宿毛市宿毛字三反地1748番3地先まで      |
| 国道381号          | 高岡郡四万十町東町138番13から同町大井野字春日田707番地先まで            |
| 国道439号          | 吾川郡いの町下八川字弘瀬甲586番1地先から同郡仁淀川町川口字イチ井ノキ谷40番1地先まで |
| 県道高知伊予三島（県道6号）  | 高知市本宮町字中山200番から同市鳥越字六月カイ田14番3まで               |
| 県道宿毛城辺（県道7号）    | 宿毛市宿毛字新塩田3824番1地先から同市字須々木字ミノ183番1まで           |
| 県道高知空港（県道13号）   | 香南市吉川町吉原字西大境2985番から南国市物部字高川原622番1まで           |
| 県道春野赤岡（県道14号）   | 高知市春野町仁ノ字中洲3837番2から香南市吉川町吉原字西大境2985番まで        |
|                 | 高知市仁井田字一窪186番3地先から同市仁井田字日除4219番地先まで           |
| 県道窪川船戸（県道19号）   | 高岡郡四万十町東町138番13から同町窪川字影ノ平1381番23まで            |
| 県道土佐清水宿毛（県道21号） | 宿毛市平田町戸内字曾我ノ前3538番地先から同市平田町戸内字西師高瀬1672番7まで    |
| 県道龍河洞公園（県道22号）  | 香南市野市町大谷28番1から同市野市町大谷18番2地先まで                 |

|                 |                                        |
|-----------------|----------------------------------------|
| 県道香北赤岡（県道30号）   | 香南市香我美町山北2210番地先から同市赤岡町字廿五代1338番1まで    |
| 県道前浜植野（県道31号）   | 南国市前浜字鳥喰840番2地先から同市田村字若宮乙2045番5まで      |
|                 | 南国市植野字東ヤシキ145番1から同市植野字カジャシキ216番まで      |
| 県道南国伊野（県道33号）   | 南国市領石字鳥首41番9から同市植野字カジャシキ216番まで         |
| 県道桂浜はりまや（県道34号） | 高知市棧橋通五丁目7番7地先から同市はりまや町一丁目115番1まで      |
|                 | 高知市長浜字東並松6018番4地先から同市瀬戸西町三丁目27番地先まで    |
|                 | 高知市浦戸字西並松839番21地先から同市長浜字門前802番3地先まで    |
| 県道桂浜宝永（県道35号）   | 高知市仁井田字日除4219番地先から同市知寄町一丁目501番地先まで     |
| 県道高知南環状（県道36号）  | 吾川郡いの町幸町37番1から同町八田字山崎2814番口地先まで        |
|                 | 高知市春野町弘岡中字後田1691番1地先から同市瀬戸西町三丁目27番地先まで |
|                 | 高知市長浜宮田6551番1地先から同市高見町字中山北ノ森北平189番3まで  |
| 県道高知春野（県道37号）   | 高知市上町五丁目75番から同市春野町仁ノ字松屋敷3405番1地先まで     |
| 県道高知土佐（県道38号）   | 高知市曙町一丁目462番から土佐市高岡町字新家丁4番2地先まで        |
| 県道土佐伊野（県道39号）   | 土佐市高岡町字上森島甲2044番2から同市高岡町字新家丁4番2地先まで    |
|                 | 吾川郡いの町大内字ソエ84番7から同町波川字一ノマト662番2まで      |

|                       |                                                                             |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 県道高知北環状<br>(県道44号)    | 高知市鳥越字六月カイ田15番1から同市高須新町一丁目1番地先まで                                            |
| 県道奥西川岸本<br>(県道221号)   | 香南市香我美町徳王子字明石3045番6地先から同市香我美町岸本字工野丸1077番1地先まで                               |
| 県道山北岸本停車場<br>(県道227号) | 香南市香我美町徳王子字野分1594番4地先から同市香我美町岸本字ヌノ丸322番6まで                                  |
| 県道土佐山田野市<br>(県道234号)  | 香美市土佐山田野町宝町一丁目1番地先から同市土佐山田野町宝町一丁目122番1地先まで                                  |
| 県道梅ノ辻朝倉<br>(県道274号)   | 高知市鴨部二丁目1461番8から同市鴨部高町137番1まで                                               |
| 県道新居中島<br>(県道282号)    | 土佐市新居字夷堂164番22地先から同市中島字是吉10番3まで                                             |
| 県道野見港<br>(県道284号)     | 須崎市桐間南21番から同市西崎町324番まで                                                      |
| 県道須崎停車場<br>(県道310号)   | 須崎市港町10番から同市池ノ内字池ノ内1130番1地先まで                                               |
| 県道片島港<br>(県道354号)     | 宿毛市片島493番地先から同市駅前町二丁目401番地先まで                                               |
| 県道高知港<br>(県道366号)     | 高知市棧橋通六丁目50番1から同市棧橋通五丁目33番3地先まで                                             |
| 県道高知南国<br>(県道374号)    | 高知市南金田67番2地先から同市大津字池田甲264番3まで                                               |
| 県道高知東インター<br>(県道375号) | 南国市稲生字馬洗2479番1から高知市介良字スギハラ甲716番1まで                                          |
| 県道高知南インター<br>(県道376号) | 高知市高須新町一丁目1番地先から同市仁井田字長野3893番1まで<br>高知市五台山字五郎右衛門汐田624番1から同市五台山字タナスカ5015番1まで |

|                         |                                               |
|-------------------------|-----------------------------------------------|
| 県道北本町領石<br>(県道384号)     | 高知市北金田6番1地先から南国市岡豊町八幡字関浦562番1地先まで             |
| 県道四万十町東インター<br>(県道387号) | 高岡郡四万十町影野字薮ケ谷山716番3から同町影野字岡屋敷557番1まで          |
| 県道吾井郷下分<br>(県道388号)     | 須崎市吾井郷字常貞乙1061番1から同市栄町18番1まで                  |
| 市道下知33号線                | 高知市北金田3番4地先から同市知寄町一丁目501番地先まで                 |
| 市道下知400号線               | 高知市薊野1362番地18地先から同市北金田6番9地先まで                 |
| 市道朝倉780号線               | 高知市朝倉戊5番1地先から同市針木東町1292番1地先まで                 |
| 市道潮江1号線                 | 高知市上町二丁目92番地先から同市河ノ瀬町149番19地先まで               |
| 市道潮江4号線                 | 高知市六泉寺町1番10地先から同市六泉寺町98番地先まで                  |
| 市道潮江596号線               | 高知市六泉寺町98番地先から同市棧橋通五丁目2番6地先まで                 |
| 市道双葉台植野線                | 南国市蛸が丘二丁目12番から同市蛸が丘二丁目11番まで                   |
| 市道蛸が丘1号線                | 南国市蛸が丘二丁目3番1地先から同市蛸が丘二丁目2番5地先まで               |
| 市道平田1号線                 | 宿毛市平田町戸内字曾我ノ前3538番地先から同市平田町戸内字扇3661番15まで      |
| 市道東西線                   | 香南市香我美町徳王子字明石1594番4地先から同市香我美町徳王子字野分3045番6地先まで |
| 市道駅前南北線                 | 香南市野市町2199番1地先から同市野市町大谷18番2地先まで               |

|                            |                                               |
|----------------------------|-----------------------------------------------|
| 市道南新町線                     | 香美市土佐山田野町宝町四丁目91番1地先から同市土佐山田野町旭町一丁目41番地先まで    |
| 市道宝町東西1号線                  | 香美市土佐山田野町宝町一丁目223番1地先から同市土佐山田野町宝町一丁目121番1地先まで |
| 市道旭町南北1号線                  | 香美市土佐山田野町旭町二丁目102番1地先から同市土佐山田野町旭町二丁目118番5地先まで |
| 町道八田池ノ内本線                  | 吾川郡いの町八田1972番4から同町八田2746番57地先まで               |
| 町道山手線                      | 高岡郡四万十町窪川字倉谷696番1地先から同町窪川字倉谷1379番5地先まで        |
| 東潮江臨港道路                    | 高知市棧橋通六丁目地先から同市棧橋通六丁目まで                       |
| 高知港臨港道路新港1号線及び高知港臨港道路新港2号線 | 高知市仁井田字長野3893番1から同市高知港第7埠頭まで                  |
| 南国広域農道                     | 南国市大埔乙862番地1先から同市西山1106番地先まで                  |

**附 則**

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

~~~~~  
 高知県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成27年3月24日

高知県公安委員会委員長 島田 京子

**高知県公安委員会規則第3号**

**高知県警察組織規則の一部を改正する規則**

高知県警察組織規則（平成6年高知県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

- 第3条第1号中「監察課 教養課」を「監察課」に改める。
- 第6条第1項第9号を同項第12号とし、同項第8号の次に次の3号を加える。
- (9) 警察教養に関すること。
- (10) 教養施設の維持及び管理に関すること。
- (11) 教養資料に関すること。

第6条第2項及び第3項中「機構改革推進室」を「人材育成センター、術科指導室及び機構改革推進室」に改める。

第8条を次のように改める。

**第8条 削除**

第11条第2項及び第3項中「地域安全対策推進室」を「地域安全対策推進室、許可等担当事務室」に改める。

第38条第1号エ中「給与調査官」を「人材育成センター長、給与調査官、術科指導官」に、「及び企画調査官」を「、企画調査官、師範及び教師」に改め、同号中キを削り、クをキとし、ケをクとし、同条第2号ア中「地域安全対策推進室長」を「地域安全対策推進室長、許可等担当事務室長」に改め、同条第4号ア中「及び交通事故分析・統計官」を「、交通事故分析官及び交通事故統計官」に改める。

第41条の見出し中「及び留置管理官」を「、留置管理官及び特任研究調査官」に改め、同条第1項中「及び留置管理官」を「、留置管理官及び特任研究調査官」に改め、同条に次の1項を加える。

5 特任研究調査官は、上司の命を受け、警察行政の研究に関し特命事項を総括処理する。

第41条の2を削る。

第46条第1項中「給与調査官」を「人材育成センター長には警視を、給与調査官及び術科指導官」に、「警部」を「警部を、師範には警部若しくは警部補又はこれらに相当する一般職員を、教師には警部補に相当する一般職員」に改め、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 術科指導官は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、術科教養に関する事務を総括処理するとともに、部下職員を指揮監

督する。  
 第46条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 人材育成センター長は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、人材育成に関する事務を総括処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

第46条に次の2項を加える。

7 師範は、上司の命を受け、担当事務について所属長を補佐し、部下職員を指揮監督する。

8 教師は、上司の命を受け、担当事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

第48条を次のように改める。

**第48条 削除**

第51条第1項中「地域安全対策推進室長」を「地域安全対策推進室長、許可等担当事務室長」に改め、同条第2項中「受け」を「受け、課の所掌事務のうち」に改め、同条第3項中「受け」を「受け、課の所掌事務のうち」に、「業務に当たるとともに」を「事務を総括処理するとともに」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 許可等担当事務室長は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、許可等に関する事務を総括処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

第59条第1項中「技師」を「研究員には巡查長に充てる巡查に相当する一般職員を、技師」に改め、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 研究員は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

第60条第1項中「交通事故分析・統計官」を「交通事故分析官及び交通事故統計官」に改め、同条第7項中「交通事故分析・統計官」を「交通事故分析官」に改め、同条に次の1項を加える。

8 交通事故統計官は、上司の命を受け、担当事務について課長を補佐し、部下職員を指揮監督する。

**附 則**

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

-----  
**選挙管理委員会告示**  
 -----

**高知県選挙管理委員会告示第21号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成27年3月24日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者氏名	会計責任者	主たる事	届出年月日
----	-------	-------	------	-------

		氏名	務所の所在地	
浅野修一後援会	浅野 修一	浅野 まみ	幡多郡黒潮町浮鞭2103-3	平27・2・3
宮中隆後援会	宮中 美枝	溝渕 由美	高知市菜園場町10番13号	平27・2・5
日本精神科病院高知県政治連盟	須藤 康彦	竹島 久雄	高知市新本町二丁目10-24	平27・2・6
高知政考会	宮崎 悠輔	宮崎 佳子	高知市東雲町8番8号	平27・2・13
宮崎悠輔後援会	宮崎 佳子	宮崎 隆	高知市東雲町8番8号	平27・2・13
曾我部道雄後援会	曾我部 道雄	曾我部 道雄	土佐郡土佐町田井4332	平27・2・16
もっと奈半利町政を知ろう会	伊藤 隆	伊藤 隆	安芸郡奈半利町乙702	平27・2・16
石川まさひで後援会	石川 公英	石川 左由利	幡多郡黒潮町有井川433	平27・2・17
竹中多津美後援会	竹村 正人	竹中 忠実	室戸市元甲2101-4番地	平27・2・17
井上正臣後援会	浜田 幸作	井上 小代	吾川郡いの町藤町17	平27・2・20

田村清廣 後援会 (三原未 来会)	田村 大	田村 和子	幡多郡三 原村上下 長谷311 -1	平27・2・ 25
河田角栄 後援会	河田 角栄	河田 幸司	安芸郡田 野町3919 番地3	平27・2・ 26

高知県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成27年3月24日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信  
政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	自由民主党高知高知市第七支部	異動なし	異動なし	高知市九反田3-9	平27・2・24
異動後				高知市蕪野南町28-20	

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	石井たかし後援会	宮崎 満	柿葉 静夫	異動なし	平27・2・4
異動後		有友 敏雄	幾久 利典		
異動前	新風会	異動なし	柿葉 静夫	異動なし	平27・2・4
異動			幾久 利典		

後			典		
異動前	高橋ひろただ後援会	異動なし	異動なし	高知市棧橋通四丁目15番4号	平27・2・4
異動後				高知市棧橋通三丁目26-10	
異動前	野町まさき後援会	異動なし	中村 正典	異動なし	平27・2・4
異動後			野町 清佳		
異動前	高橋とおる後援会	異動なし	異動なし	高知市福井町1784-11	平27・2・6
異動後				高知市福井町1438-1	
異動前	野村栄一後援会	異動なし	異動なし	高知市介良乙3137番地5	平27・2・9
異動後				高知市介良乙3139	
異動前	高瀬満伸後援会	異動なし	異動なし	高岡郡四万十町香月が丘7-26	平27・2・10
異動後				高岡郡四万十町小野528-2	
異動前	西内たかずみ後援会	異動なし	異動なし	高知市九反田3-9	平27・2・20

異動後				高知市蕪野南町28-20	
異動前	西村公己後援会	筒井 修司	異動なし	異動なし	平27・2・25
異動後		筒井 政利			
異動前	高知商業振興政治連盟	早川 紀夫	異動なし	異動なし	平27・2・24
異動後		廣末 幸彦			

高知県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成27年3月24日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信  
その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
金子繁昌後援会	幡多郡黒潮町出口175番地	坂本 義春	解散	平27・2・4
竹平とよひさ後援会	香美市物部町久保高井168	谷渕 潔	解散	平27・2・10
大坪優子後援会	安芸市土居1747-5	大坪 優子	解散	平27・2・24
西村導郎後援会	土佐市家俊216-6	藤田 忠雄	解散	平27・2・24
吉永哲也後援会	高知市塚ノ原111-8	森下 春代	解散	平27・2・27

高知県選挙管理委員会告示第24号



政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により次のとおり届出があった。

平成27年3月24日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

資金管理団体

候補者氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	届出年月日
宮崎 悠輔	高知市議会議員	高知政考会	高知市東雲町8番8号	宮崎 悠輔	平27・2・13

**高知県選挙管理委員会告示第25号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により次のとおり資金管理団体の異動の届出があった。

平成27年3月24日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

資金管理団体

区分	候補者氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	西内 隆純	異動なし	西内たかずみ後援会	高知市九反田3-9	平27・2・20
異動後				高知市薊野南町28-20	